

鹿部郡 茅部村 広報 しかべ

No. 1

発行 茅部郡鹿部村

村長 棟方健太郎

編集 企画室

40. 10. 25.

印刷所 三栄印刷所

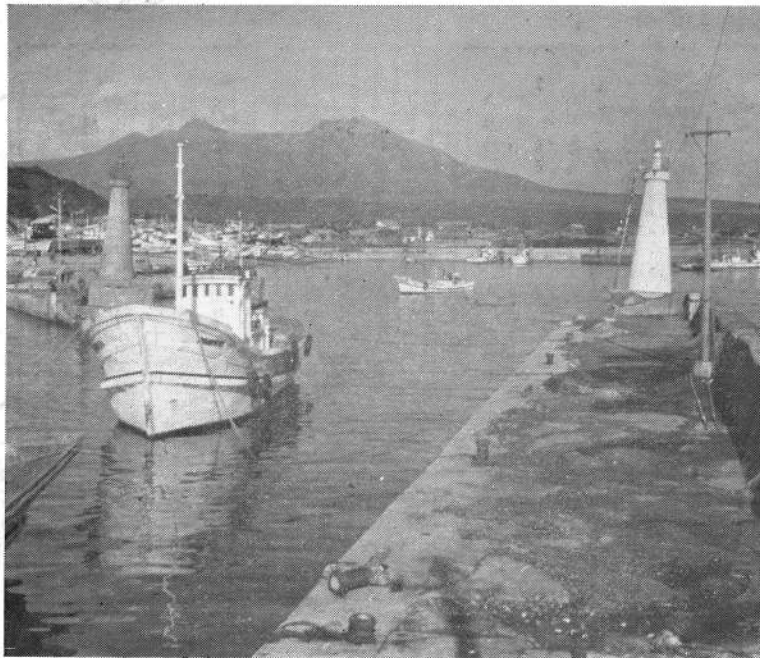


広報しかべ 発刊にあたって

村長 棟方健太郎

われわれが村の歩みを村のすみかまでよく知ってもらい、理解してもらい、住民が一体となつて明るくつよく村づくりを進めて行くための車のじゆん滑油のような大きな使命を持つ「広報しかべ」をおくればせながら、ようやく発刊することになりました。

この機会に所信の一端を述べてみたい。



村民の皆さんが特に青少年が郷土の将来に大きな希望と夢を持つてほしい。確固とした希望と計画を持たせる姿でなければならぬ。わたしたちの郷土は今後大きく開発できるいろ／＼な自然の要素に恵まれていることを深く認識したい。

村勢の発展すなわち住民経済の安定向上の目標に三本の柱を立てている「漁業の振興」「陸産の拡大」「観光の開発」そしてこの三本の柱を推進してゆく原動力を教育の振

興とする。漁業についてはわれわれの利用している漁場は資源的に希望が持てる。科学性を充分とりいれて漁具漁法を改善経営の近代化をはかり漁場の造成拡大特に人工養殖、増殖に力をいれ、計画生産の体制を拡大する。鹿部漁港の整備、特に本別にはどうしても漁港をつくる、昆布の乾燥と操業方法の改良と、この漁期中に他の漁かく操業を多角的にとり入れる。陸産については、土地が火山れきにおまわられて地力が乏しいが利用のしかたによつて沃土以上となる良い技術をとりに、肉牛、豚鶏など多頭飼育普及による畜産の振興、れき耕栽培、ビニールハウス栽培、又火山灰地と気候に適した新しい作物の露地栽培など、特殊園芸生産の拡大、農畜産はなんとしても技術と経験が大切、じっくり腰をすえて年月をかけて、試験や研究努力をかさねてゆく、陸産は地道で基をつくるのに長年を要するが、でき上れば漁業より計画性、安定性が高く村内三〇%の世帯を対象とし、専農をも導入し漁業生産とならぶだけに振興する。

観光開発については、自然の美地の利、豊富な温泉を活用し大規模構想の下基幹となる施設を導入、先進地を凌ぐ観光地を形成する計画、人づくり教育の振興については、文教施設の整備、社会教育の普及、特に働く青少年の生産的学習研修の施設を整え、奨学資金制度を設けたい。明るい豊かな住み良い郷土建設のため、全村一体となつて創意工夫努力のもと、つよい村の歩みを進めてゆく上に「広報しかべ」が大きな使命をにない、そしてその使命を有効に果たすよう心から祈つて発刊の旨いさつといたします。

◎広報発刊にあたって.....	1	◎水道改良工事はじまる.....	9
◎広報発刊によせて.....	2	◎有望な褐毛と牛導入.....	9
◎予算議会のあらまし.....	2	◎野ねずみの駆除をしましょう	10
◎一般・水道・国保会計予算...	3.4	◎ぐれん隊防止条例.....	10
◎税のあらまし.....	5.6	◎学校給食について.....	11
◎国民年金とは.....	6	◎国保日より.....	11
◎住民登録.....	7	◎敬老会.....	12
◎鹿部村の歩み.....	8	◎大沼学院に勤労奉仕.....	12
◎長部局の機構と担任.....	8		

村人口と世帯

男	2,440人	(9月1日現在)
女	2,384人	
計	4,824人	
戸数	894	
面積	192.07 km ²	





広報の発刊によせて

鹿部村議会議長 川村宗十郎

村民各位が、長い間、希望されていた広報が、今回その第一号の発刊をみるに至つたことは、皆様と共に喜びに堪えません。

広報を通じて村政の歩みを村民の皆様理解していただくことも、御協力を願うことによつて、民主政治下における立派な行政が行なわれると信ずるからであります。幸にして本村は広い海面に恵まれ、優良な漁川を目前に持つており、又、陸においては温泉資源並びに、山砂鉄等地下資源も豊富であり、広い平坦地など数多くの条件に恵まれ、これが開発には幾多の問題点のあることは申すまでもありませんが、高度な開発を進めあわせて村財政基盤の強化を計らねばなりません。

このことについては今後、号を重ねて発行される広報活動により皆さんと共に、本村産業、文化経済振興の基盤強化のため、有意義に活用され、一層の御協力を期待申し上げます。

当初予算議会のあらまし

昭和四十年当初予算など審議のため、三月十八日より二十三日まで開かれた村議会において、決定された予算は別表の通りであり又議員から出された質問意見などに対し村長が答弁した要領のおもなものは次のとおりであった。

(以下議事録より抜粋)

- 問・北電発電所廃止の結果、水路がそのままでは危険なので埋立てしてもらおうべきでないか……
答・廃用水路を存置しておいて、産業用に利用するか、埋立てしてもらおうか、充分検討したい。
問・企業誘致の内容は、どんなものがあるか……
答・温泉熱利用の企業が検討されているが、現在のところくわしいことは業者の希望もあり発表出来ない。
問・社会教育専任指導員についてどのように考えているか……
答・適任者のメドをもっている。
問・村広報をぜひ早く発行すべきである……
答・早く実現したい計画でいる。
問・海岸浸食防止事業を推進しながら、その区域内から砂利、玉石を採取させているのはおかしい……
答・許可権は、土木現業所にあるため災害復旧などの場合、地元副申を求めないで採取させていることもあるのは遺憾である。地元では漁業組合と協議して採取区域を限定している。
問・子供遊園地を造るべきでなからうか……
答・教育委員会で、場所施設の内

容を検討してもらい予算化した。
問・観光施設を具体化してほしい……

答・大地積土地買受者と交渉して土地の提供をうけて、公園化などの話し合いをしている、厚生省などの関係当局の専門家を招へいして、全村観光施設計画図を作りたい。
問・ミンク事業は、拡張する考えか……

答・赤字をすみやかに解消するため経費の効率化をはかるため適正規模にもつて行く考えである。
問・ミンク生産組合と、村との関係は、どのようになっているのか……

答・飼育管理一切の経費と、毛皮売却など一切の収入との差を頭数割に応じた村の分と、組合分とにわけて損益を配分する、しかし施設は一切村有のものとなつているので、組合から施設の使用料を納付させている。
問・村の青少年問題協議会の活動性格はどう云う内容のものか……

答・青少年問題協議会は、対策を審議する機関であつて、第一線の活動をする機関ではない。
問・道路改良工事によつて、路盤が高すぎるため、宅地の排水が悪くなつていないか……

答・なるべく高過ぎないよう考慮しているが、特に低い宅地においてはゆかがないので、排水施設は必要な箇所に応じて施工してゆく。
問・海藻類の人工養殖増殖についての方針は……

答・シケによる損害が最大のかべで、コンクリート台に鉄柱を植え込んだものを支柱として、随時引上げ可能な方法が考えられる、数年継続した場合、漁業補償制度を活用することも考えられる。
問・本別漁港設置の早期指定について国の方針との関連困難性、今回までの経過について……

答・中央では中核漁港重点の考えが強く、この点からかべがあるし、実態(必要度合)にもよるので、本別港については、関係当局、国会関係の向きに強く要望を続けている、ぜひ実現させたい。
問・肉牛増産のため、飼料の確保対策はどうか……

答・飼料源は、ここの二、三年村内で充足するのはいささか不足でしたが、つて他管内から牧草を輸入しなければならぬ面もあるが、村は草地改良事業を大巾に実施してゆくので将来は村内で充足できる。牧草施設を拡充改良してゆくこととあわせて行つて行つて。
問・本別地区内舗装箇所の、側溝の清掃を完全にするための対策をしてほしい……

答・コンクリート製のふたを造つて、実費で支給する方法をとりたい、区長の協力が必要な面については特に個人指導を行ない地区住民の理解を徹底させて清掃の万全を期してゆきたい。
問・れき耕栽培事業についての考え……

答・本村の自然的要素、資源に最も適合したこの事業は、目下試験中であるが企業化の資料を十分に得るため、もう少しばらく試験栽培を行ない、その上で全村に普及し、新しい農村を建設す

るところまで伸ばしたい、漁村の将来の対策としても必要と思つている。
問・四十年村民税の軽減及び課税方式について……
答・近隣町村の課税率、村の財政事情等検討して、本分方式によることとし課率を百分一・二とする。
問・北電の発電所廃止に伴う税の減収見込みについて……

答・四十年度は、大規模償却資産分の固定資産税は徴収出来るが四十一年度からは収入減となる四十年度関係は、法人税割六十万円従業員分村民税が減となる。
問・国民健康保険財政収支の見通しについて……

答・国保財政は、医療費の増上により三十九年度は一五〇万円以上の赤字を生ずる見通しで、これはあくまでも自まかない主義で行きたいので、四十年から不足分をくり上げ充用する。これらの関係で四十年の国保税は三〇%増徴しなければならぬ。
問・肉牛飼料草地改良対策など……

答・肉牛は今後村の新しい基幹産業として育成普及する考えのもとに村は大きな投資をしつゝある、そして草地改良を行ない飼料の充足をはかることが基本である、草地の造成、牧草の改良、拡張に一段と努力して行きたい。
問・上水道の浄化施設工事計画はどうか、料金は値上げするか……

答・概略設計で、工費二千万円前後になつてきている。このため料金を値上げすると言うのではなく、他と比較して改正が妥当であれば、そのようにしたい。
問・教育費は昨年度に比較して減少しているがその理由は……

答・概略設計で、工費二千万円前後になつてきている。このため料金を値上げすると言うのではなく、他と比較して改正が妥当であれば、そのようにしたい。
問・教育費は昨年度に比較して減少しているがその理由は……

昭和40年度鹿部村一般会計予算

(単 位 円)

(歳 入)

款	予 算 額	割 合	説 明
1. 村 税	16.045.000	14.1%	村 民 税 3.786.000円 固 定 資 産 税 8.351.000円 電 気 ガ ス 税 そ の 他 1.008.000円 た ば こ 税 2.800.000円
2. 地 方 交 付 税	33.230.000	29.1	地 方 交 付 税 33.230.000円
3. 分 担 金	7.166.000	6.3	草 地 改 良 工 事 分 担 金 3.226.000円 土 地 農 道 工 事 " 3.940.000円
4. 使 用 料 及 び 手 数 料	1.710.000	1.5	冷 蔵 庫 使 用 料 ・ 住 宅 ・ 公 民 館 使 用 料 1.370.000円 抄 本 ・ 印 鑑 340.000円
5. 国 庫 支 出 金	1.978.000	1.7	義 務 教 育 ・ 産 業 ・ 教 育 補 助 248.000円 教 育 関 係 640.000円 選 挙 ・ 民 生 ・ そ の 他 委 託 金 1.090.000円
6. 道 支 出 金	34.538.000	30.3	草 地 工 事 補 助 5.034.000円 農 道 工 事 " 3.301.000円 荷 捌 所 " 6.050.000円 道 路 改 良 " 1.600.000円 土 地 改 良 " 765.000円 投 石 魚 礁 " 9.332.000円 そ の 他 " 8.456.000円
7. 村 債	9.200.000	8.1	林 道 債 2.500.000円 道 路 改 良 債 3.200.000円 減 税 債 3.500.000円
8. 財 産 収 入	1.785.000	1.5	財 産 収 入 1.785.000円
9. 繰 越 金	2.518.000	1.8	前 年 度 繰 越 金 2.518.000円
10. 諸 収 入	5.924.000	5.6	諸 収 入 5.924.000円
計	114.094.000	100.0	

(歳 出)

款	予 算 額	割 合	説 明
1. 議 会 費	3.082.000	2.7%	議 会 費 3.082.000円
2. 総 務 費	21.094.000	18.5	管 理 費 14.029.000円 管 徴 税 費 2.053.000円 財 産 管 理 費 2.280.000円 戸 籍 費 1.104.000円 選 挙 費 1.290.000円 そ の 他 338.000円
3. 民 生 費	1.292.000	1.1	民 生 費 1.292.000円
4. 衛 生 費	592.000	0.5	衛 生 費 592.000円

答・校舎増築など大きな工事が計上されていないための減額である。經常費は減っていない。
 問・庁舎新築の方針、大要は……
 答・仮に三千万円を要するとすれば、二分の一、一千五百万円位は自己資金を保有して新築したい。毎年度収支決算の黒字分を積立てして行く、そしてこの資金に充てる考えである。
 問・特殊学級を設ける必要があるのではないか……
 答・父兄の心情問題もあり、よく検討したい、国では特殊学級五カ年計画をもつて充実する方針をとっている。

広 報 し か べ

5. 農林水産業費	58,537,000	51.3	農 道 土 地 改 良 投石魚礁、荷捌所工事 草 地 改 良 林 道 工 事 そ の 他	6,300,000円 1,460,000円 16,911,000円 10,439,000円 9,200,000円 14,227,000円
6. 商 工 費	2,234,000	1.9	商 工 費	2,234,000円
7. 土 木 費	8,660,000	7.6	道路改良工事 住 宅 費 道路維持費 そ の 他	6,091,000円 966,000円 1,050,000円 553,000円
8. 消 防 費	1,724,000	1.6	消 防 費	1,724,000円
9. 教 育 費	11,174,000	9.8	教育委員会事務局費 小 学 校 費 中 学 校 費 社 会 教 育 費 セ ン タ ー 費	2,291,000円 2,966,000円 3,358,000円 1,100,000円 1,459,000円
10. 公 債 費	5,395,000	4.7	元 金 利 子	3,136,000円 2,259,000円
11. 予 備 費	310,000	0.3	予備費 300,000円 その他 10,000円	
計	114,094,000	100.0		

(歳入)

40年度 鹿部村水道会計予算

(単位円)

款	割 合	金 額	説	明
1. 使用料、手数料	10.9	2,761,000	専 用 栓 470戸 共 同 栓 280戸 そ の 他	2,160,000円 600,000円 1,000円
2. 工 事 取 入	3.0	773,000	専用栓工事収入	773,000円
3. 繰 入 金	20.7	5,260,000	積立金繰入金	5,260,000円
4. 村 債	64.8	16,500,000	水道浄化槽工事債	16,500,000円
5. そ の 他	0.6	144,000		
計	100.0	25,438,000		

(歳出)

1. 衛 生 費	95.3	24,253,000	管 理 費 維 持 費 給 水 工 事 浄 化 槽 工 事	1,270,000円 300,000円 773,000円 21,910,000円
2. 公 債 費	4.5	1,136,000	元 金 利 子	577,000円 559,000円
3. 予 備 費	0.2	49,000		
計	100.0	25,438,000		

(歳入)

40年度 鹿部村国民健康保険会計予算

(単位円)

款	割 合	金 額	説	明
1. 国民健康保険税	45.6	8,191,000	保 險 税	8,191,000円
2. 国庫支出金	54.1	9,734,000	国庫補助金	9,734,000円
3. そ の 他	0.3	38,000		
計	100.0	17,963,000		

(歳出)

款	割合	金額	説明	明
1. 総務費	9.9	1,791,000円	一般管理費	1,791,000円
2. 保険給付費	79.1	14,205,000	療養費 助産費 葬祭費	13,955,000円 200,000円 50,000円
3. その他	11.0	1,863,000	前年度繰上金 その他	1,800,000円 63,000円
計	100.0	17,963,000		

たばこは 村内で買い ましょう

たばこ消費税は、私たちが村内のたばこ小売店より買えばそれだけ税収入がふえるわけですが、昭和三十九年度中に村内で売れた「たばこ」の本数は七、〇九九、八〇〇本で、成人男子一人で、五、四六一本を一年にのみますが、一日平均にすれば一四、七本となります。たばこ一本が村内で売れると村の収入になる。たばこ消費税は四十一銭になりますから、「たばこ」は必ず村内で買って下さい

☆税のあらまし☆

村の台所をまかなう財源のうち大きな割合を占める村税には次のような種類のものがあります。

- ◎ 村民税 村民税は、村民から村政に参加し、民主的な村政を推進するという意味あいから多数の村民が分担する村税です。
- ◎ 個人村民税 村内に住所をもっている人にかゝり、道民税とつしよに納めるようになっております。税額は均等割として三百円と、所得に対して村が定めた税率による所得割とからなっており、これを合算して課税します。
- ◎ 法人村民税 村内に事務所等をもっている法人に対して、均

等割として年二千円と、法人税割として、法人税の一〇、一%の額を事業年度が終了してから二ヶ月以内に申告納付することになっております。

- ◎ 固定資産税 村内に土地、家屋、償却資産を所有するものに対して、税額は、これら固定資産評価額の一・七%の税率でかかります。評価は土地、家屋については、二年目毎に評価替えをし、償却資産は毎年申告によって評価額が決定されます。但し現在は、土地及び、家屋(新増築分を除く)については昭和四十一年度は今までどおりです。
- ◎ 軽自動車税 村内に軽自動車を常置している軽自動車の所有者にかかります。税額は年税で

- 一、原動機付自転車
五〇〇〇以下 五百円
五〇〇〇以上 八百円
九〇〇〇以上 八百円
- 二、軽自動車
一二五〇〇まで 千円
- 三、二輪のもの 千五百円
- 四、三輪のもの 二千円
- 五、四輪の以上のもの
乗用 四千五百円
貨物用 二千五百円
- 三、小型特殊自動車 千円
- 四、農耕作業用自動車 千円
- 五、その他のもの 三千円
- 四、二輪の小型自動車 二千五百円

- ◎ 村たばこ消費税 日本専売公社が村内の小売業者にたばこを売り渡すときにかかる税金です
- ◎ 電気ガス税 村内で需要家が使用する電気について、その使用料金に対して七%の税率で課税されるもので、税額は電気料金中に含まれており、電力会社が村に納めます。
- ◎ 木材引取税 村内で生産された素材の引き取り者は、引き取り価格に対して樹種別に定められた税率で算出した税額を引き取り後十日以内に村に申告納付することになっております。
- ◎ 入湯税 鉱泉浴場(共同浴場又は公衆浴場)に入湯する者を除く)における入湯客一人一日について二十円課税され徴収義務者が月末に申告納付します。
- ◎ 国民健康保険税 村内の国民健康保険の被保険者である世帯主に対して、所得割額、資産割額、被保険者均等割額、世帯平等割額の合算額となります。但し合算額が五万円をこえる場合は、五万円とします。
- ◎ 所得割額 前年の所得(総所得金額、退職所得の金額、山林所得の金額の合算額)を課税標準として二、七%の税率が課せられます。
- ◎ 資産割額 固定資産(土地、家屋)額の二〇%の税率が課せられます。
- ◎ 被保険者均等割額 一人について 五百円
- ◎ 世帯別平等割額

税額はたばこの売上本数に一本当りの価格を乗じた価格に一五%の税率で、専売公社が村に納めます。

- ◎ 国民健康保険税 村内の国民健康保険の被保険者である世帯主に対して、所得割額、資産割額、被保険者均等割額、世帯平等割額の合算額となります。但し合算額が五万円をこえる場合は、五万円とします。
- ◎ 所得割額 前年の所得(総所得金額、退職所得の金額、山林所得の金額の合算額)を課税標準として二、七%の税率が課せられます。
- ◎ 資産割額 固定資産(土地、家屋)額の二〇%の税率が課せられます。
- ◎ 被保険者均等割額 一人について 五百円
- ◎ 世帯別平等割額

- ◎ 木材引取税 村内で生産された素材の引き取り者は、引き取り価格に対して樹種別に定められた税率で算出した税額を引き取り後十日以内に村に申告納付することになっております。
- ◎ 入湯税 鉱泉浴場(共同浴場又は公衆浴場)に入湯する者を除く)における入湯客一人一日について二十円課税され徴収義務者が月末に申告納付します。
- ◎ 国民健康保険税 村内の国民健康保険の被保険者である世帯主に対して、所得割額、資産割額、被保険者均等割額、世帯平等割額の合算額となります。但し合算額が五万円をこえる場合は、五万円とします。
- ◎ 所得割額 前年の所得(総所得金額、退職所得の金額、山林所得の金額の合算額)を課税標準として二、七%の税率が課せられます。
- ◎ 資産割額 固定資産(土地、家屋)額の二〇%の税率が課せられます。
- ◎ 被保険者均等割額 一人について 五百円
- ◎ 世帯別平等割額

村民税は前年に比べ 四百拾貳万式 千円減額

村民税は、制度改正により従来の但し書方式を本文方式とし、二年目の減税と且つ前年に比し税率の引き下げを行ない減税となりました。

一世帯について 千貳百円
なお次に該当する世帯は国保税を減税されます。
前年の所得金額が九万円以下のもの
被保険者一人について二百十円
一世帯について 五百四十円
前年の所得金額九万円に被保険者一人につき二万五千円を加算した金額以下のもの
被保険者一人について百四十円
一世帯について 三百六十円

減税内容の例

漁業、商業その他		給与所得者	
所得金額	減税額	所得金額	減税額
500千円		500千円	
世帯構成 妻子供2人		世帯構成 妻子供2人の場合	
専従者1人の場合			
税率 税額 減税額		税率 税額 減税額	
39年度 60% 11,600円		39年度 60% 12,100円	
40年度 36% 6,040円		40年度 36% 7,300円	
	5,560円 48%減		4,800円 40%減

納税	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
道村民税			一期		二期		三期					
固定資産税	一期			二期		三期						
自動車税	定期 (五月以降は随時課税)											
国民健康保険税	六月より翌年三月まで十期課税											

注 国民健康保険税については昭和四十一年度より六月より十月までの五期課税となります。

各税月別納期

公給領収書

料理飲食等消費税は、料理店、バー、飲食店、旅館などで飲食や宿泊をした際に、その料金の一定割合で課される道税です。この税は、道が直接お客から徴収する方法によらないで、料飲店の経営者が道に代つてお客から飲食代金と同時に、この税金を受け取るしくみになっております。そこで店の経営者は、この税金を受け取つたしるしとして道が発行する用紙による領収証(公給領収証といひます)をお客に渡すことになっております。したがつて公給領収証を受け取ることは、この税金が店の経営者を通じて道に完全に納められているしるしになるものですから飲食や宿泊をされたときは必ず公給領収証を受け取るようにしてください。

(渡島支庁税務部)

国民年金とは

一般庶民の方を対象として老後の生活保障や病氣やけがにさいして、生活が困らないように、皆で助け合おうとする社会保険です。すから二〇才〜六〇才未満の日本国民は、公的年金に加入されていなければ、必ず国民年金保険に加入しなければなりません。国民年金は加入者が保険料を納めそれから給付を受ける拠出年金と保険料をとり、一般国民の税金を財源とする、福祉年金の二つの仕組から成り立っています。国民年金の種類は次のとおりです。老令年金……保険料を納めた人で六五才から年金が支給されます。通算老令年金……公的年金に加入されていて、職業を変えて各種の制度を転々とする人のために、一年以上の加入期間をつなぎ合わせて、二五年(国民年金を除いた年金だけの場合二〇年)以上あればその人には年金が支給されます。障害年金……被保険者や被保険者であつた人が、初めて医者の診療

渡島支庁では、自動車税第二期の納期内納税をお願いしております。期限は11月1日となつておりますので車をお持ちの方は忘れず期限までに、早目に納税されますようお願いいたします。

村税は納期内に納めましょう

村の税金にはそれぞれ納める時期があります。それを納期と申します。村がいろいろの事業を行なうにはそのお金がなければなりません。その大きな財源となる税収入について、定まつた納期内に納入されて初めて事業が円滑に運営されるのでありますから、皆様(納税義務者)は必ず納期内に納入されるよう願ひます。

を受けてから三年たつた時に、その傷病のために日常生活が十分出来ない状態、又は全く出来ない状態になつた人に支給されます。母子年金……一家の生計の柱であつた夫に死なれた妻が十八才未満の子と共に暮す立場にたされた時に支給されます。准母子年金……夫や父、祖父、男の子などの生計の支柱であつた男子に死なれて十八才未満の自分の弟妹や孫と一緒に暮す女子に支給されます。

遺児年金……一年以上引き続いて保険料を納めていた父母が死亡したため、十八才未満の子が遺児になつた時に、その子が十八才になるか、養子に行くか、十八才まで死亡するか、そうした時まで支給されます。か(寡)婦年金……老令年金を受ける資格をもつ夫が六五才未満で死亡した場合、その妻は六五才未満であれば六〇才から六五才になるまで支給されます。死亡一時金……保険料を三年以上納めた人が一度も国民年金の給付を受けずに死亡した時は、一定の範囲の遺族に支給されます。

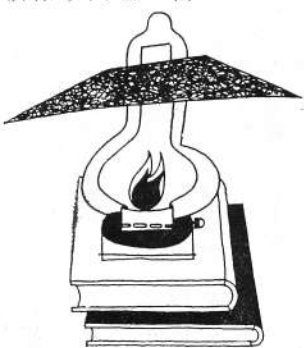
一〇〇円、三五才〜五九才月額一五〇円)年金は皆さんのためのもので、年金の制度をよく理解し仕合せな家庭を築きましょう。

児童扶養手当法

この法律は、死亡以外の事由により父と生計を同じくしていない児童のいる母子世帯に支給されま

重度精神薄弱児扶養手当法

この法律は、二〇才未満であつて、精神の発達が遅滞しているため、日常生活において、常時介護を必要とする程度の状態にある世帯に支給されます。これらに該当する人は役場に申



あなたの権利を守る住民登録！

住民登録は各行政の一番基礎に成るべきものです。
ですから、住居及び世帯が異動した時は必ず役場に提出をしなければいけません。

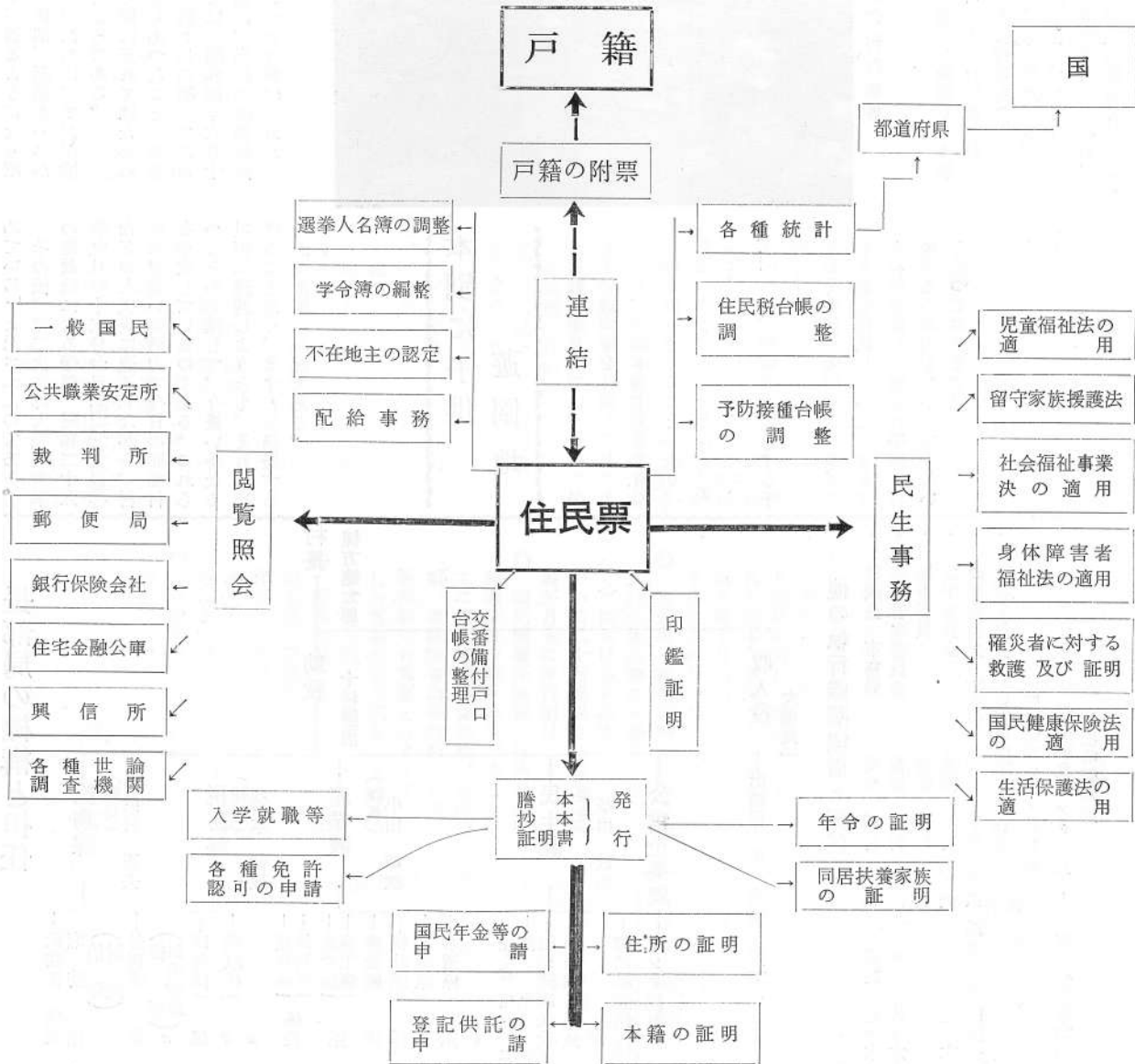
14日以内に届け出る

- 村内に転入した時
- 村内に於いて、転居世帯主に異動があつた時
- 村外に転出した時は転出先の市町村役所へ

届出を怠ると過料に処されます。

あなたの義務を遂行して権利を守りましょう。

住民登録に関する各種行政図解は次のとおりです。



鹿部村の歩み

北海道は「えぞ」と呼ばれ、早くから鹿部にも、アイヌの先祖が住んでいましたが、今から二百年ほど前に、南部（青森県内）大畑地方より、漁師が、昆布採取に来たのが始まりといわれている。

当時は、今のように鹿部とはいわず、アイヌ語で「シナベ」と呼ばれていたが、語源は「春に」長万部方面から、食物を求めて移動して来た鹿が、土人に背負われてしまう」という意味である。といわれている。

又、古書によれば、明治成辰の役で、佐幕の将軍本武揚が、大島圭介等と相謀り、函館（当時、箱館）を奪取しようとして、軍艦を率い、仙台を発し、鷲の木に上陸した。ときは明治元年十月十九日であり、積雪は、皑々として丈余に及び朔風は、肌を徹するほどであった。

武揚は、函館五稜郭に進軍の途中、その支隊は、砂原村を経、鹿部村に来て台場を築き、一ヶ月以上も比叟に屯し日々射撃に、練兵に志気を練り、本部の命令を得ていたといわれ、今日の台場の嶺がそれである。交通の発展は、明治三十六年森と函館の間に、汽車が通り、大正十四年鹿部、大沼間に自動車を通るようになった。

当時の下海岸は、ようやく人が通れるくらいであり、鹿部から、尾札部方面のバスの開通は、昭和三年頃といわれる。昭和四年大沼

鹿部間に電車が通るようになり昭和二十九年、鹿部、函館をバスが通るようになったのは、まだ記憶に新しいところである。

又、我々の間に忘れてはならぬ災害が、幾多もあつたことである。その一つが、駒ヶ岳の噴火である。最近の噴火では、昭和四年六月十七日の大爆発は、当時の函館新聞号外にも大きくとり載げられた。



発展途上の村内風景

「駒ヶ岳、大爆発、降灰から本別村火災となる。十七日午前三時頃駒ヶ岳が、突如大爆発をなし、同山麓一帯、二寸余の降灰あり、午前十一時頃に至つて、本別村にては、遂に降灰原因で火災を起し、住民は安全地帯に避難準備をす、

めている」と記されたのである。その後、第二次世界大戦中米軍の艦載機による爆撃、昭和二十九年九月の十五号台風（洞爺丸台風）などの天災に遭遇しながら、村民の根強い生活力で今日の鹿部村を形成しているのである。これらのことから推して、今後いかなる災害に遭遇しようとも、それにめぐることになく、ますます発展するのが鹿部村の現況である。

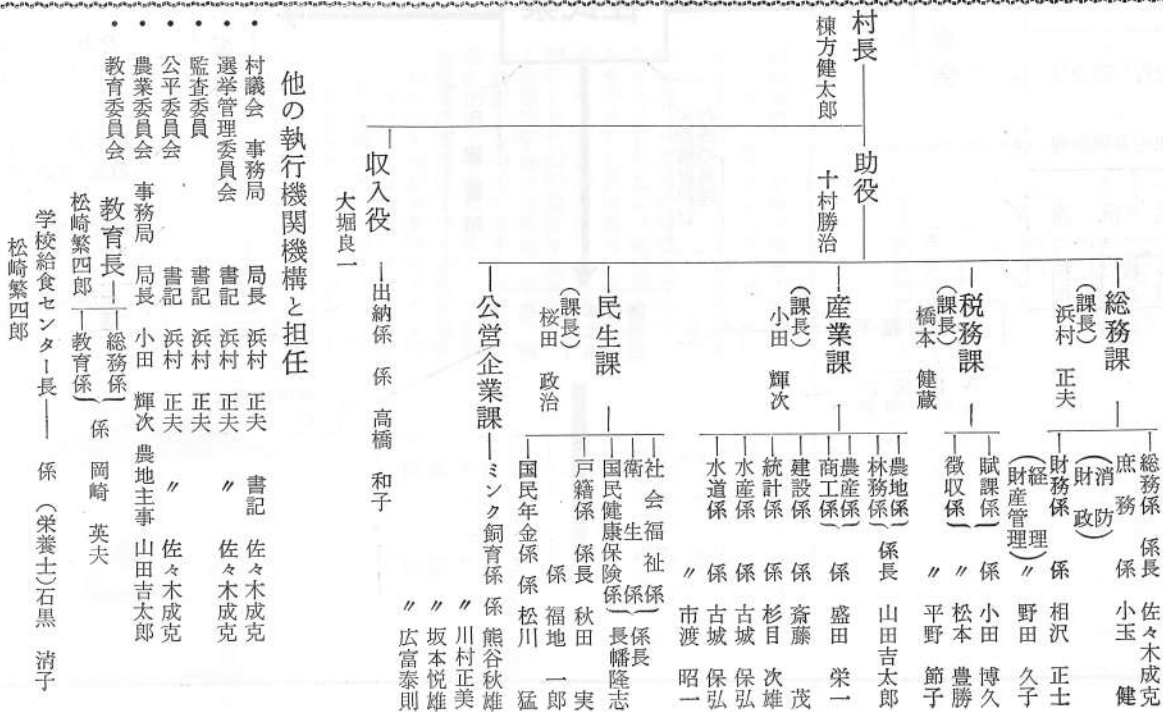
本別に子供遊園地

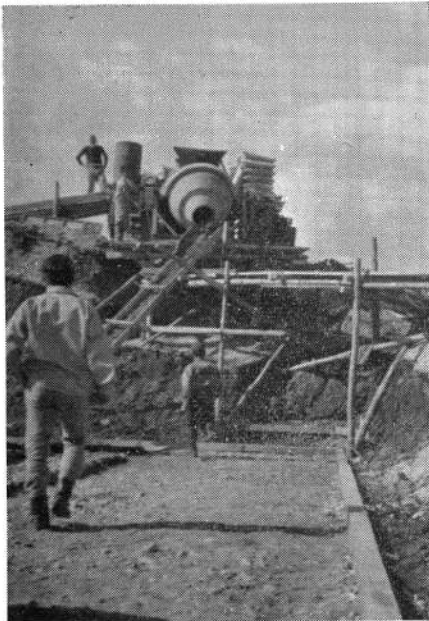
遊園地

村教育委員会では、かねてから子供遊園地を計画しておりましたが、今回本別宝光寺所有の土地を借り受けることが決り、整備に着手することとなりました。遊具としてはブランコ、すべり台、砂場等を用意する予定です。

なおその他、大岩シンベ地区でも土地を提供していただきますと村で整備して健全な子供を育成するため力を注いでゆきたいと思っております。

長部局の機構と担任





急ピッチで進められている浄水場の工事現場

村においては、従来の水道水の汚濁を解消するため対策を講じておりましたが、今回起債が認められ二千二百万円の予算でる過配水池、水源池の補修などを行なうことになり、入札の結果村内吉建設

上水道改良工事はじまる

KKが請負、去る八月三日着工して、十月末に竣工の予定です。十二月からは皆さんの家庭へ濁らない飲料水を給水出来る予定です。

鹿部村選挙管理委員会 よりの お知らせ

● 基本名簿従覧
毎年九月十五日現在で選挙資格調査をし、十二月二十日で確立する基本選挙人名簿は、今年も調整中ですが、これは、十一月五日より十五日間、役場において、名簿の従覧をしますから、その期間中

には、自分が載っているか、又名前生年月日などが、まちがついてないかをよく確かめてください。

● 補充名簿の登録申し出は、いつでもできます。
基本名簿又は、補充名簿に載っていない方で、村内に住所をもち年齢二十才になった方は、いつでも、選挙に補充名簿の登録の申し出をすることができます。

鹿部に住所を移転してきた方で二十才以上の方は、一度申し出をしておきますと、住所要件（三ヶ月以上鹿部に住んでいること）と年令要件（満二十才以上）が、そろえば、次に行なわれる選挙の補充名簿に必ず、記載され、投票できるようになります。

有望な褐毛和牛導入

昨年食用肉用牛として一〇〇頭道から貸付をうけましたが、今年も昨年を引き続いて一〇〇頭が熊本県から七月二十四日、一頭の事故もなく無事到着し、鹿部駅で熊本県からの引渡式の後、村営駒見牧場に放牧されました。なお来年度も熊本県から入れ漁業の副業としては最も収入も高く、将来牛肉の供給源としての役割を果たすものと期待されている次第であります。その外にさきに入つた盛岡産の短角牛があり、褐牛繁殖用の種牡牛としてヘリホード種の四才が新得から購入して増殖態勢を整えました。

村内飼育頭数は
褐牛 二〇〇頭
短角牛 七〇頭となります。

各区長名

- 第一区長 渡部 良次
- 第二区長 瓜田 健三
- 第三区長 佐々木克三郎
- 第四区長 根本五郎男
- 第五区長 野口 岩蔵
- 第六区長 山崎 篤也
- 第七区長 柳川 清治
- 第八区長 葛西 定晴
- 第九区長 庭田 浄蔵
- 第十区長 関本忠次郎
- 第十一区長 境井健三郎
- 第十二区長 高野 勝栄
- 第十三区長 和野 武一
- 第十四区長 大沢喜代治
- 第十五区長 伊藤 次雄
- 第十六区長 和野宇佐雄
- 第十七区長 松川市太郎
- 第十八区長 長谷川鉄治
- 第十九区長 加藤 竹蔵
- 第二十区長 坂井勇之進



駒見牧場に放牧された褐毛和牛

季節の食物

最近イカがたくさんとれていますが、イカをつかった簡単な料理の献立を、給食センター専任の栄養士石黒さんにつくってもらいました。各御家庭で早速料理して食卓をにぎやかにしていただきたいと思います。

材料 6人前

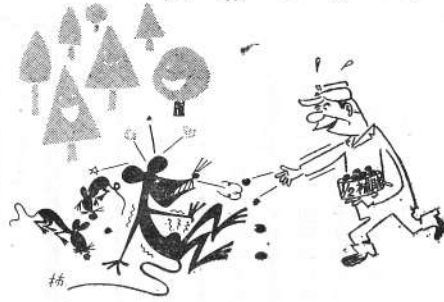
- 尾量ツブ 5 3 1/2
- 少量ツブ 1 1/2
- イカ 6 少カ 4
- イ塩米合 4
- わせ酢 大
- 砂糖 大
- 調味料 2
- 化学調味料 1
- 卵 3
- しょうが 3

イカの姿ずし

- ①イカは足、わたを抜いて洗い、塩湯でさつとゆで、ザルに取りたてかけるようにして水をよく切ります。
- ②米は三十分程前にとぎ、同量の水でたいて、合せ酢でずし飯を作ります。
- ③卵を割りほぐし、砂糖と塩で味をつけ、いり卵を作つてグリーンピースと共にずし飯にまぜます。
- ④イカの胴にすし飯を詰め一センチ厚さの筒切にします。
- ⑤皿に、はらんか笹の葉をしき姿のまま盛りつけて、しょうがの甘酢漬を添えます。

野ねずみの駆除をしましょう

記録やぶりの残暑がつづくと思つているうちにもう秋深く、また記録やぶりの豪雨が降りつづきましたが全くたいへんな年でありました。地上では訳のわからぬ殺し合いをしているのに合せて、天上でも何か狂っているのかもしれない。しかし野ねずみは私共の大敵であり、これを完全にやつけてやりましょう。そこで秋は野ねずみの季節でもある。これも記録やぶりの年になりそうで被害が多くなるこ



野ネズミは飢えている
毒ダンゴが効果をあげる時

とも予想されます。「被害はいつでもある」
昨年が野ねずみのために大事な造林木が道内でおよそ四千五百万本の幼木が被害されました。その被害額は一〇億円はくだらないと推定されています。今年も野ねずみは大変に多いです決してゆだんはできません。
しかし野ねずみの被害は正しい方法で防除すれば、わずかな費用

鹿部巡査部長派出所

ぐれん隊防止条例の解説

で防ぐことができます。力をあわせてあなたの造林地を野ねずみから守つてやりましょう。
被害はたいいてい雪の下でカラマツ、スギの幼木を食害しますが繁殖の多い年は八月頃から被害を与えることがあります。どんな種類の造林木でも被害を受けますからゆだんはできません。
「殺そ剤の申し込み」
野ねずみの駆除には造林地をきれいにすることが第一です。
最近の殺そ剤は非常に効きますので上手に使いましよう。
殺そ剤は森林組合に申し込むと購入してくれます。また、殺そ剤での駆除には補助金が交付されますので購入申し込みと同時に組合に申請して下さい。

この条例は明るく皆さんの生活を守るため、犯罪や暴力のもとになつていく、ぐれん隊行為をとりぞくのが目的です。ぐれん隊などによる暴力的な不良行為を防ぎ、北海道の住民や滞在者が安心して生活できるようにするため。
暴力団や、ぐれん隊をほくめつするため、次のような被害を受けたり、または誰かが受けそうな場合には至急警察に連絡して下さい。
いいがかり
みんなを利用して場所や乗物などで、多数でうるついたり、たむろして一般の人にいゝがかりをつけたり、すごんだりすることはいけません。
いやらしいひやかし
女性を大変恥かしがらせたり不安を感じさせるようないやらしい言葉をかきたたり、いやらしいことはいけません。
多数の人を混乱させる
大ぜいの人が集まっている所で人を押しのけ、物を投げ、物を破裂させたりして、混乱させるようなことをしてはいけません。
たかこり
一般の人に対し、立ちふさがりつきまとい、いゝがかりをつけるなど迷惑を覚えさせるような方法で、お金や品物を要求してはいけません。
水上カミナリ族
海や湖水で、人が泳いだり、ボートに乗つて遊んでいるところをモーターボートなどに乗つて猛烈なスピードで乗り回すカミナリ族はいけません。
居すわる押売り
ことわられたにもかゝらず品物をひろげて、すわり込んだり立ちつくすなど玄関から出て行くとうしない行為はいけません腕をまくる押売り
前科者だといつたり、いれずみを見せたりして、こわがらせ家や道具にいたずらをするなど、相手に不安を覚えさせるような

ナリ族はいけません。
腕をまくる押売り
前科者だといつたり、いれずみを見せたりして、こわがらせ家や道具にいたずらをするなど、相手に不安を覚えさせるような



暴力の被害は必ず届けよう

り、勝手に広告などしてその対価としてお金を払えと、しつこく要求してはいけません。
ダフヤ
列車の特急券、寝台券、興業の入場券など手に入れにくいキツプを買い集め、高く売りにつけるようなことをしてはいけません
シヨバヤ
みんなを利用して場所や乗物をもうける目的で、場所を不法に独占してはいけません。
景品買
パチンコなどの景品を転売する目的で、パチンコ屋附近をうろついたり、客につきまといとつて景品買をしてはいけません。また、景品を転売する目的をもっている者に渡すための景品買もいけません。
たちの悪い客引き
「だんな面白い所へ」とか「面白い写真が」などといかがわしいことをするために客引きをしてはいけません。そのほか人の衣類を引張つたり、帽子やカバン、メガネなどを取りあげるような方法で客引きしてはいけません。
この条例は昭和四十年九月一日より施行されています。

「殺そ剤のまき方」
森林組合、林業指導員からその年の野ねずみの発生予想を聞いてできるだけ、村ぐるみ、部落ぐるみの共同一斉駆除をおこなうようにしましよ。
薬剤は七〜一〇平方メートル一粒の割合で野ねずみの数と例年の状態をみて少し量をふやしてやればよいでしょう。そうして手数でも最低三回くらいは一週間おきにまくようにしましよ。自分の財産は村の財産でもあるのです。
山づくりで何かかわからないこと相談したいことがありますたら、鹿部村に林業指導員がいて相談のつてくれますので、利用して下さい。

たかこり
一般の人に対し、立ちふさがりつきまとい、いゝがかりをつけるなど迷惑を覚えさせるような方法で、お金や品物を要求してはいけません。
水上カミナリ族
海や湖水で、人が泳いだり、ボートに乗つて遊んでいるところをモーターボートなどに乗つて猛烈なスピードで乗り回すカミナリ族はいけません。
居すわる押売り
ことわられたにもかゝらず品物をひろげて、すわり込んだり立ちつくすなど玄関から出て行くとうしない行為はいけません腕をまくる押売り
前科者だといつたり、いれずみを見せたりして、こわがらせ家や道具にいたずらをするなど、相手に不安を覚えさせるような

暴力の被害は必ず届けよう
この条例は昭和四十年九月一日より施行されています。

り、勝手に広告などしてその対価としてお金を払えと、しつこく要求してはいけません。
ダフヤ
列車の特急券、寝台券、興業の入場券など手に入れにくいキツプを買い集め、高く売りにつけるようなことをしてはいけません
シヨバヤ
みんなを利用して場所や乗物をもうける目的で、場所を不法に独占してはいけません。
景品買
パチンコなどの景品を転売する目的で、パチンコ屋附近をうろついたり、客につきまといとつて景品買をしてはいけません。また、景品を転売する目的をもっている者に渡すための景品買もいけません。
たちの悪い客引き
「だんな面白い所へ」とか「面白い写真が」などといかがわしいことをするために客引きをしてはいけません。そのほか人の衣類を引張つたり、帽子やカバン、メガネなどを取りあげるような方法で客引きしてはいけません。
この条例は昭和四十年九月一日より施行されています。

胃腸病検診(ガン予防)

日程決まる

胃腸病集団検診は、昨年より実施致しておりますが、鹿部村については、人口の割に胃腸病患者が非常に多いように見受けられます。胃ガンの早期発見には、六カ月に一回の検診が理想であります。少なくとも年一回の検診は絶対必要であるとの医学上の意見であります。特に次のような症状がある方は必ず検診を受けて下さい。

- ① 原因がわからず痛みもないのにやせてきて顔色がわるくなり貧血してることがないか。
- ② ながらく胃腸の具合がわるくないか、食欲はおとろえないか
- ③ ものをのみこむとき、つかえるような気がしないか。
- ④ 便通の調子がくるつたり、血がまじつたりしないか。

ガンに対する一般人の認識は、なおらないとして、ひたすら恐れるばかりで、医師の診断を恐れて回避したり、恐怖の病気であるとの社会通念が強いようである。現在の医学の進歩を認識して、古い考えを打破するため、検診の機会を利用して、積極的にガン予防の効果的な推進を計りましょう。

検診日：十一月十九日

時間：午前八時より正午迄
場所：電業所前(小学校入口)
料 金：七八〇円(二八〇円は材料負担とするので本人は五〇〇円負担とする)

減額対象者①受診当日において

満七〇才以上の者
②生活保護法による被保護者及び家族で満三五才以上の者。

①②の者については、五二〇円を減額するので、本人負担は二六〇円とする。

◎受診希望者は十一月十五日料金及び印鑑持参の上、受診者本人が役場へ申し出下さい。

国民健康保険だより

鹿部村国保事業は、昭和三十三年度から実施して、以来昭和三十一年度までは、多額の赤字も出さずに参りましたことは、皆様がこの国保事業に対するご理解と、保険納付成績が良好であつたためと深く感謝申し上げます。昭和三十一年度の実績で百七十九万四千円の赤字となりました。

この原因は皆様ご承知のように医療費の値上げと、毎年伸びる自然増又世帯主の七割給付等による予想以上の医療費の補助出費にあると思われまふ。これは他の市町村も同じことが言えます。このような国保財政の赤字を解消するため昭和四十年年度において保険料が約二、五〇〇千円増税になり、納税者の皆様方には相当額な負担と思ひますが、国保財政の健全化と円滑な運営を進めるため、今まで以上のご協力をお願い申し上げます。

赤い羽根

共同募金運動

十月一日から赤い羽根のたすけあい共同募金が始まつています。みんなのあたま、心、力をもちより社会福祉事業をいっしょもりたてようとするこの運動も、こゝとして十九回をむかえました。

みなさんのご協力によせられたお金は、めぐまれないお年よりや子供たちのための福祉施設や、生活に困つていゝ家庭の援護などのために大きなはたらきをしていますが、そのほかに敬老会の仕事や老人クラブをつくつたり、子供の遊び場や季節保育所をつくるな

学校給食について

鹿部村の学校給食はセンター方式により去る四月十二日からA型(週五回)を実施することになりました。これは在学するすべての児童生徒を対象として学校の教育計画の一かんとし行なわれるものであります。食事について正しい理解と望ましい習慣を養ひ健康の増進をはかることをおもな目的としております。

給食費は小学校月四百七十円、中学生五百二十円の十二回払となつておりますが、これらの運営等につきましては関係学校長、PTA会長、地域代表の方々に委嘱して運営委員会を構成しております。今迄の収入状況は次のと



おりとなつております。

協議会活動のためにも使われてい



ど私たちの住む町や村の福祉活動をいつそうさかんにする社会福祉

ます。

◎赤い羽根をみなさんの胸に

赤い羽根にみんなで協力 共同募金運動(10.1~12.31)

ことしの募金期間は十月一日から十二月三十一日までの三カ月間で、鹿部村の本年度の目標額は八万二千五百円として、十一月より婦人会の協力を得て戸別募金の各職場長におねがひしでの職場募金十二月には歳末たすけあい運動をおこなうことになつております。みなさんのあたま、心、力もちのご協力をお願いいたします。(民生課)

三十九年度実績 八万三千四百五十五円

なお運営委員は次の方々であります

小学校	定額収入額	一三五、六六五
中学校	定額収入額	一三六、八六〇
	収入済額	二七二、五二五
	収入済率	九九、三六〇

小学校	定額収入額	一三五、六六五
中学校	定額収入額	一三六、八六〇
	収入済額	二七二、五二五
	収入済率	九九、三六〇

- 一年生
- 小学校 会長 進治一三 義ク雄一
 副会長 弘友 健信キ武太
 小 呂林 藤田 辺田
 野小 佐瓜 林 河吉川
- 中学校 会長 松房 克三 会 雄子 雄江 志夫
 副会長 山本 高野 川村 委員 政静 義悦 隆武夫
 (運 田 原 沢 松 荒 長 葛 西 菅 委員)
- 区 分 長 表 A 長 表 岩部 浜 別 他
 学 校 先 生 T 会 地 大 鹿 宮 本 そ
 の

大沼学院に勤労奉仕

鹿部婦人会

鹿部婦人会は(会長棟方ケイさん)年中行事の一環として、長年続けている大沼学院の慰問、並びに勤労奉仕を去る九月七日に実施いたしました。

七時四十分、鹿部発のバスで会員十一名が、出発致しましたが、雨のため、バスが予定より遅れて学院に着いたのは、九時過ぎでした。御出迎えの院長先生に、婦人会からの慰問品を差上げ、御挨拶もそこそこに、作業にかかり、ふとんの綿を入れる者、シャツや、ズボンのつくりいをする者、スイツにミシンをかける者、雑巾をつくる者、院児は、十名乃至十五名を単位にして、先生方の奥さんが受持ち、家族的な態制をつくつているのだそうです。

この奥さん方も、私たちと一緒に、勤めてくれました。昼食は、学院心尽しの味噌汁でいただき、その上、とうもろこしまでいただき、休憩後、午後一時から三時半まで、時間がたりなくて、手が三本もあればと思う位の忙しさでした。院児たちは、仕事をしているのを、のぞきにきて「あれは、誰れのおふとんだらう」「誰れのシャツだらう」などと、ささやき合っている声が聞えます。どの顔も、無邪気で、かわい子供達ばかりです。聞けば、たいいていの子は親のいる家庭の子だとのことでした。この子供達の親に、この人なつこい目を見せてやりたいと思いましたが、私達は、「子供に悲しい思いをさせるな」「悪の道に追いやるな」

不幸にも罪を犯した子供達に、主婦であり、母である私達は、もつと、もつと、温かい手をさしのべてやつてよいのではないだろうかと思えさせられました。又、学院の先生の奥さん方は、御主人の職業とは言え、思まれない子供達のために、毎日涙ぐましい努力を続けていることに深く感激いたしました。時間がないので、仕事を残して、大雨の中を学院の人達に見送られて帰途につきました。

私達は今年も、責任を果たしたという満ちたりの気持ちと同時に、来年は少くとも、二十名位、参加して仕事を残さないようにすべきだと、話し合いながら帰りました。この日の参加者は、西村キヨ、笠原悦子、関春、小林和子、山本キク、毛内タケ、熊川ユキ子、柳沢マサエ、保坂キタ、野呂ミツヨ

敬老会

本年の鹿部村敬老会は十月十四日十一時から鹿の湯ホテル大広間で村教委、鹿部村婦人会の共催で開催されました。七十四才以上の人が招待され該当者は男四二人女六二人計一〇四人でした。

そのうち出席者は六十六人で、婦人会員の心こめた手づくりの料理に舌づみみを打ち、小学生の遊戯や婦人会員の踊りなどでたのしい一日を過ごしました。

又、八十八才の米寿を祝つて、村長より昭坂末次郎さん米本岩蔵さんのお二人に記念の座ぶとんが贈られました。

車を運転される方の注意

(安全運転五則)

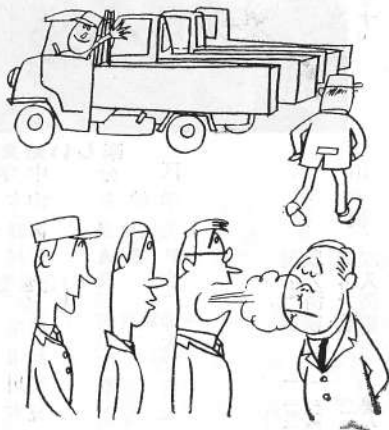
- スピード制限を守りましょう。
- 飲酒運転は絶対にやめましょう。
- 無理な追越しはやめましょう。
- 一時停止を励行しましょう。
- 除行を励行しましょう。

道路交通法が一部改正

スピードや免許が大巾に

九月一日から道路交通法の一部が変更されました。これは交通事故を防ぎ、あわせて交通をスムーズにしよというねらいからです。改正された主な点は

- ① 軽免許を廃止して普通の免許に含めた。
- ② 自動二輪、軽二輪、二種原付自転車の免許を、一本にして、二輪免許にルメットを
- ③ おおむね十台以上の自動車を持つ会社商店などでは「安全運転管理者」を置いて、事故防止につとめることなどです。



ませんが、けがをしないためには、バイクに乗るときはヘルメットをかぶるようにしましょう。

編集室

皆さんのお手もとへ「広報しかべ」の初月号をお届けしました。今後は一カ月おきに、役場内各課の「お知らせ」を中心に村内外の公行事、その他季節に即応した記事を載せて、皆さんに親しまれ愛される広報にした



いと考えております。村民の声として、ご意見または広く村内にお知らせしたいニュースなどがありましたら、ご遠慮なくご投稿ください。

● 第二号の発行日は十二月五日頃の予定です。



村長さんのかくし芸